

鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会会議録

1. 開催日時 平成19年10月11日（木）午後1時30分より
2. 開催場所 第4委員会室（市役所6階）
3. 議 題 鎌ヶ谷市下水道使用料の改定について
4. 出席者 鈴木健之会長 芝田裕美副会長 鈴木道雄委員
藤代政夫委員 松沢武人委員 細井和美委員 多田一美委員
5. 欠席者 なし
6. 事務局 野中部長
下水道管理課
森田課長 守谷主幹
下水道建設課
大坊次長（事）下水道建設課長 阿部主幹 林計画係長
谷高主査補
7. 傍聴者 0人
8. 議題等の決定事項
 1. 鎌ヶ谷市下水道使用料の改定についての答申の決議
 2. 答申書の取り扱いを会長に一任
 3. 議事録署名人 松沢委員とする。

9. 会議内容 会 長

前回の審議会において、鎌ヶ谷市の下水道経営状況並びに、料金改定の根拠等を踏まえた中で、諮問案については、妥当という結論に至っております。

したがいまして、本日の審議会で、答申のまとめを行いたいと考えております。

答申案につきましては、私のほうで事務局と協議を行いながらまとめさせていただいております。皆様の前にお配りしてございますのが、その答申案でございます。

では、答申案について、事務局よりご説明いたしますのでよろしく願いいたします。

事務局

答申案の構成ですが大きく3つの項目に分かれ、1項目は「はじめに」ということで、下水道事業を取り巻く状況、あるいは一般会計を含めた状況について説明しています。

この状況を踏まえ、2項目として下水道使用料の状況分析として鎌ヶ谷市下水道使用料の現状と問題点を分析して整理してあります。これは皆様にご審議していただいた内容です。

その上で、最後にむすびということで、皆様のご意見を踏まえた中で、結論に導いております。

では、答申案を読み上げましてご説明いたします。1ページ目をお開きください。

1. はじめに。下水道は、健康で安全かつ快適な生活を送る上で欠くことのできない重要な施設であり、生活環境の改善のみならず、公共用水域の水質保全等広範な役割を有している。

鎌ヶ谷市の公共下水道は、昭和49年に事業着手して以来、平成18年度末の下水道普及率は49.7%で千葉県平均の63.7%に達しておらず、早期の整備が強く望まれている。

このような中で、下水道普及率の向上、また施設を適切に管理するためにも下水道事業の財政基盤の確立が重要である。

特に公共下水道事業は、独立採算性に基づいた経営が求められている。

しかしながら、本市の下水道事業の財政状況は、その多くを一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況になっている。

このことは、社会経済情勢の厳しい状況に加え、三位一体の改革による地方交付税の落ち込みなど、年々厳しさの度合いを増している一般会計に、更なる負担を強いることになり、この繰入金の軽減が、喫緊の課題となっている。

このことから、平成19年8月6日付け鎌下管第293号で、市長から「下水道使用料の改定案について」の諮問を受け、3回にわたり審議を重ねた。

審議会の開催状況について以下のようになっております。第1回目は正副会長の選出で、2回目以降が下水道使用料の改定に伴う実質的な審議となっています。

それでは、続けます。

下水道事業の財政状況、使用料収入の動向等について近隣市の状況を踏まえた中で、関係資料を参考にしつつ、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

2. 下水道使用料の現状分析。

平成15年度に開催した鎌ヶ谷市下水道事業審議会では、「処理原価の回収については、全額使用料で賄うことが原則」としているが、「直ちに全額使用料で賄うことは、大幅な使用料の値上げが必要であり、そのため、一般会計の財政状況など考慮しながら当面資本費算入率50%を目標に、段階的に見直す。」としている。

平成15年度の使用料改定時の資本費算入率は7.4%と低かった。そのため、平成15年度に平成16年度から平成19年度までの平均で28.8%に引き上げる改定を行っ

ている。

これに対し、平成 16 年度決算においては、資本費算入率 30.8%、平成 17 年度は 32.0%、平成 18 年度は 34.0%と、現在のところ目標は達成している。

今回改定案を議論するにあたって、近隣市と下水道使用料金、処理原価について比較をした。いずれも割高になっており、特に下表を見ると資本費に係る処理原価が著しく高いことが明らかとなった。このことを踏まえ、鎌ヶ谷市の現状分析を行なった。

この平成 17 年度決算における処理原価につきましては、第 3 回審議会で提示したものです。それでは 3 ページ目をお開きください。

(1) 階層別使用料徴収額の比較。

鎌ヶ谷市と近隣市と比較した場合、市内には大口となる事業所が少ないために、一般世帯の使用料収入に偏る傾向となっている。結果として使用料が割高になっている。(例)船橋市との比較 このグラフについては 8 月 22 日の第 2 回審議会で提示した資料です。

鎌ヶ谷市の使用料は、使用量 10 m³を超え 50 m³までの使用者の層が大部分である。

船橋市は、500 m³以上の大口使用者の割合が鎌ヶ谷市に比べ大きく、特に 2,000 m³以上の使用者からの使用料が相当数を占めている。

(2) 土地区画整理事業等の市街地整備が少ない。

鎌ヶ谷市は、近隣市と比べて市街地整備事業である「土地区画整理事業」「大型開発事業」が少ないため、当該施行者の整備する下水道整備の割合が少なく、ほとんどが市の単独事業となっている。そのため、財源の多くを市費（一般財源・市債）で賄っていることから、必然的に資本費が高くなり、資本費に係る処理原価を押し上げる結果となっている。

各市の市街化区域面積に対する土地区画整理事業で整備された割合を比較すると鎌ヶ谷市 7.6%に対し市川市 21.4%、船橋市 8.2%、松戸市 41.6%、柏市 23.9%、流山市 46.3%、我孫子市 26.1%、野田市 24.4%となっている。

この数値につきましては 10 月 4 日の第 3 回審議会で提示したものです。

続きまして 4 ページ (3) 下水道普及率が低い。

本市の下水道普及率は、49.7%（平成 18 年度末現在）と低い。これは関連する三流域公共下水道（印旛沼・手賀沼・江戸川左岸）の最上流に鎌ヶ谷市が位置することから、事業着手が近隣市と比して遅く、その結果、事業の進展も遅くなっている。

特に計画人口 28,000 人である江戸川左岸流域下水道に関しては、未だに接続できる目処が立っていない状況である。

そのため、下水道建設が初期段階で、毎年建設のためその多くを市債に頼っている状況のなかで資本費が年々上昇し、処理原価を押し上げているものと思われる。

続きまして 5 ページ 3. むすび (1) 下水道使用料の改定について。

公共下水道事業は「独立採算性」が原則となっている。その中で、現状における一般会計からの繰入金は、結果的に下水道未整備地区の市民に負担してもらうこととなり、税負担の公平性を欠くと共に、他の行政経費を圧迫する要因ともなっている。

したがって、下水道経営の健全化を図るため資本費算入率の目標を、平成 15 年度で確認した 50%と設定し、段階的に見直しを図ることとして、今回、資本費算入率 39.8%まで引き上げることとする。

またその中で、下水道使用者の大部分を占める、10 m³を超え 30 m³までの階層の一般家庭に配慮した改定区分とし、使用料改定率（平均）12.8%とする、下水道使用料の改定案（別表）について、後記要望事項を付し「妥当」との結論に達した。

（2）下水道使用料の算定期間及び改定時期について。

下水道使用料算定期間を、平成 20 年から平成 23 年度までの 4 年間とする。

使用料の算定期間は、物価の変動及び事業の実施状況を勘案し、且つ、公共料金としての性格から出来るだけ安定性を保つと共に、予測の確実性を保つ必要があることから、4 年間とした。使用料改定時期を平成 20 年 4 月 1 日とする。

（3）要望事項。

下水道使用料の改定に当っては、何よりも市民の理解を得ることが必須である。また下水道事業者は、一層の経営の効率化を図る必要がある。このため、下水道使用料改定に際し、次の事項について強く要望する。

イ 実施するに際しては、市民の理解と協力が得られるよう、効果的な広報活動に努めること。

ロ 下水道事業の一段の維持管理費コスト削減に努めること。

特に、建設コストを含め下水道事業特別会計全体のコスト削減の内部努力を行うこと。

ハ 下水道未接続の解消に取り組み水洗化率の向上に努めることにより、下水道使用料を確保すること。未水洗家庭への個別訪問を引き続き行うとともに、そのほか水洗化率向上のための具体的方策を講じること。

続きまして 6 ページにつきましては、付属資料といたしまして、下水道使用料改定(案)鎌ヶ谷市下水道事業審議会委員名簿を末ページに付けさせていただきました。

会 長 それでは、答申案についてご意見をお伺いいたします。

D 委員

初めに頂いた答申案の 4 ページと今回の 4 ページにある普及率について最新のものではなく平成 18 年度末の数値に変更してあるのですが、その理由はなんですか。

事務局

当初 49.9%という数値でしたが、平成 19 年度途中の段階での普及率でした。それを平成 18 年度末の他市の状況と比較できるように、統計上として変更したものです。

会 長

よろしいですか。では他にありますか。

A委員

5 ページの中で、大部分の家庭に対して配慮するということですが、前の資料で 30 m³までの一般家庭というのは何%ぐらいなのか。この前もらっていた資料で分からないのですが世帯数合わせての 83%ぐらいなので良いのでしょうか。

下水道建設課主幹

資料の 6 ページで 10 m³から 20 m³までの一般世帯が 35%、使用量の多めの世帯 28%を合わせて 63%です。

A委員

他の資料では、30 m³までは 4,100 円を改定して 4,403 円差額が 303 円だから 10%の値上げに達していないですが、20 m³から 30 m³までの世帯数の 28%については、3200 円から 3,728 円、差額 528 円で 17%あがっています。

下水道建設課長

6 ページと 6—1 ページの表に関しては、6-1 の表を分かりやすくしたものが 6 ページです。

A委員

ということは、6 ページが正しいということですね。10 m³までの 20%と 63%を合わせて 83%ということですね。分かりました。

下水道建設課主幹

6 ページの 20 m³から 30 m³までの 1 ヶ月当たり平均負担増と、年間負担増について再度確認します。

会 長

他にご意見等ございますが。

では、修正内容の確認をさせていただきます。

2 ページの平成 18 年度、34%となっておりますが、他の数値とあわせて意味で、小数点以下を表示し 34.0%としてください。

4 ページの公共下水道の公共を除いて、3 流域下水道としてください。

5 ページのイ、ロ、ハ、ニの字下げを行い列を合わせてください。

それでは、お諮りいたします。本審議会に諮問されました鎌ヶ谷市公共下水道使用料の改定について、今の修正が入ったこの原案のとおり答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

【全員異議なし】

会 長

それでは、異議なしと認め、「鎌ヶ谷市公共下水道使用料の改定について」につきまして、答申案を修正したうえで答申することに決定します。

なお、答申書の取り扱いにつきましては、会長の私に一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全員異議なし】

会 長

それでは、会長の私に一任願いたいと思います。ありがとうございました。

そのほか、事務局より何かありますか。

事務局

審議の中で委員の皆様から、ご指摘のあったご意見、答申で示された要望事項等につきましては、真摯に受けとめて、今後の下水道事業の執行に際し、対応に努めてまいりたいと考えております。

ここで、下水道使用料改定に伴います今後の日程、取り扱いにつきまして、ご説明させて頂きたいと思っております。

本日、決定を頂きました答申を踏まえ、次回開催予定の12月定例議会に「鎌ヶ谷市下水道条例の一部改正議案」として、上程させて頂く予定をしております。

議会でご審議を頂き、結果として、当議案が「可決」を賜りますれば、平成20年4月1日の施行とし、新料金に移行したいと考えております。

とりわけ、今回の場合、下水道使用者の市民の皆様には、負担を強いる料金の値上げということになりますので、市民の皆様には、ご理解、ご協力を賜りますよう、適切な広報活動により周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後とも、私共、事業の効率的な執行に鋭意、取り組んでまいりたいと考えております。

会 長

委員の皆様には本日の会議を含め4回にわたりご審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上これを持ちまして、審議会を終了させていただきます。

会議録署会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成19年10月26日

署名人 松澤 武人
